

# 職場の安全衛生自主点検表

令和6年5月作成

事業場名			従業員数	人
点検年月日	令和 年 月 日		点検者氏名	印

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「災防規程」<sup>①</sup>や厚生労働省が平成25年3月に策定した「荷役ガイドライン」<sup>②</sup>の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

点 検 項 目				
<b>1 基本的な取組（リスクの低減）</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生方針の表明（1年単位。交通及び荷役労働災害防止を含む。） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない</li> <li>・安全衛生目標の設定（同上） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない</li> <li>・安全衛生計画の作成（同上、計画の実施、評価、改善を含む。） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない</li> <li>・リスクアセスメントの実施（荷役作業関係） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない</li> <li>・安全衛生管理規程の作成（交通及び荷役労働災害防止を含む。） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない</li> </ul>				
<b>2 安全衛生管理体制</b>				
労働者 10～49 人		労働者 50 人以上		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生推進者の選任</li> <li>・安全衛生推進者の巡視</li> <li>・安全衛生対策等を詰合う場の設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括安全衛生管理者の選任(100人以上)</li> <li>・安全管理者の選任（選任時研修修了）</li> <li>・衛生管理者の選任</li> <li>・産業医の選任</li> <li>・安全管理者、衛生管理者の巡視</li> <li>・安全衛生委員会の開催（月1回以上）</li> </ul>		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
<b>3 安全衛生教育の実施状況</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇入れ時の教育</li> <li>・作業内容変更時の教育</li> <li>・日常の教育(危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等)</li> <li>・能力向上の教育（安全管理者等の定期教育等）</li> <li>・事故発生者に対する教育</li> <li>・腰痛予防のための管理者教育</li> <li>・腰痛予防のための作業従事者教育（自動車運転者、重量物取扱者）</li> </ul>				
<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし				
<b>4 健康管理</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇入れ時の健康診断</li> <li>・定期健康診断（年1回）</li> <li>・深夜業従事者に対する健康診断（年2回）</li> <li>・過重労働対策（時間外・休日労働時間数） ※ 休憩憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合における その超えた時間 □ 月45時間 □ 月45時間超～80時間 □ 以内 □ 月80時間超～100時間 □ 月100時間超</li> <li>・時間外・休日労働が1月当たり80時間を超える労働者で申出 のあった者に対する医師による面接指導の実施</li> <li>・ストレスチェックの導入（50人以上義務、50人未満努力義務）</li> <li>・高ストレス者の申出による「医師による面接指導」実施</li> </ul>				
<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 月45時間 <input type="checkbox"/> 月45時間超～80時間 <input type="checkbox"/> 以内 <input type="checkbox"/> 月80時間超～100時間 <input type="checkbox"/> 月100時間超 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし				

① 災防規程：「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」

② 荷役ガイドライン：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

## 5 荷役労働災害防止対策

### (1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育

- ・作業計画の作成（車両系荷役運搬機械による作業）  している  していない  該当なし
- ・荷役災害防止の担当者の指名\*  している  していない  該当なし
- ・車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任  している  していない  該当なし
- ・積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が100kg以上）  している  していない  該当なし
- ・荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施\*  している  していない  該当なし
- ・荷役作業の危険予知訓練  している  していない  該当なし
- ・荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置\*  している  していない  該当なし

### (2) 荷役災害防止の措置

- ・荷役作業の有無等について荷主等への事前確認(安全作業連絡書)\*  している  していない  該当なし
- ・トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置\*  している  していない  該当なし
- ・主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備  している  していない  該当なし
- ・荷役運搬機械、荷役用具、設備による労災防止対策\*
  - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ コンベヤー
  - エ テールゲートリフター オ ロールボックスパレット している  していない  該当なし
- ・作業開始前点検（該当するものに○をつけてください。）  している  していない  該当なし
  - ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン
  - エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他
- ・定期自主検査（同上）  している  していない  該当なし
  - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他
- ・危険作業従事資格者の配置（同上）  している  していない  該当なし
  - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業
  - エ 玉掛け作業 オ その他
- ・保護帽（墜落時保護用）  している  していない  該当なし
- ・安全靴の使用  している  していない  該当なし

## 6 交通労働災害防止対策

### (1) 交通労働災害防止のための管理体制

- ・運行管理者の選任  している  していない  該当なし
- ・交通労働災害防止を担当する者への教育の実施  している  していない  該当なし

### (2) 適正な労働時間

- ・時間外労働及び休日労働に関する協定  している  していない  該当なし
- （原則：1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間、自動車運転者は令和6年4月1日から上限が1年960時間）
- 拘束時間等（1ヶ月293h以内□）（1日13h以内□）（休息8h以上□）（1日の運転9h以内□）（連続運転4h以内□）

### (3) 走行管理等

- ・走行計画の作成及び指示  している  していない  該当なし
- ・走行経路の決定  している  していない  該当なし
- ・乗務記録に基づく適正な走行管理  している  していない  該当なし
- ・点呼の実施  している  していない  該当なし
- ・乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認  している  していない  該当なし
- ・乗務前点呼での、乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認  している  していない  該当なし

### (4) 安全衛生教育、意識の高揚

- ・交通危険予知訓練  している  していない  該当なし
- ・運転適性診断  している  していない  該当なし
- ・意識の高揚（該当するものに○をつけてください。）
  - ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示
  - エ 表彰 オ その他 している  していない  該当なし